

◎新潟県選挙管理委員会告示第2号

令和8年2月8日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第5項の規定により候補者がポスターを掲示することができる日を次のとおり定めた。

令和8年1月23日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

令和8年1月27日